

霧島市条例第 18 号
令和 8 年 3 月 27 日

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第113
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

霧島市立牧園学校給食センター	霧島市牧園町宿窪田813番地11
霧島市立霧島学校給食センター	霧島市霧島田口316番地 1

」を

「

霧島市立北部学校給食センター	霧島市霧島田口316番地 1
----------------	----------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。